

第4回 尾張旭市第4期地域福祉計画策定会議 会議録

- 1 開催日時
令和2年11月20日（金）午前10時00分から午前11時30分まで
- 2 開催場所
尾張旭市中央公民館 102会議室
- 3 出席構成員
松宮委員、森委員、大竹委員、若杉委員、奥村委員、丹羽委員、井上（浩）委員、秋田委員、大島委員、後藤委員、井上（陽）委員、河口委員、田中委員（13人）
- 4 欠席構成員
0人
- 5 傍聴者数
0人
- 6 出席した事務局職員
尾張旭市 福祉課長 後藤收、福祉政策係長 廣岡学、
福祉課主事 崎和樹
社会福祉協議会 事務局長 若杉浩二、係長 森島一樹、
主査 靱山みさき
尾張東部権利擁護支援センター センター長 住田敦子
- 7 議題等
 - (1) 「尾張旭市第4期地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画（素案）」について
 - (2) 今後のスケジュールについて

8 会議の要旨

1 はじめに

福祉課長	おはようございます。定刻となりましたので、第4回尾張旭市地域福祉計画策定会議を開催いたします。本日はお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。ご存知のとおり新型コロナウイルス感染症が第3波ということで昨日、全国で2,388人の新規感染者が報告されております。本市におきましても昨日が4人。今までの合計で88人となっています。皆様方におきましては、既に実行されていることかと思いますが、今一度、日頃から3つの密を避けるとともに、マスクの着用、手洗い・
------	--

	<p>消毒、換気など基本的な感染防止対策の徹底をお願いしたいと思います。遅くなりましたが、私は人事異動により4月から福祉課長となりました後藤収と申します。よろしくお願いいいたします。今年度から、事務局で新たに策定会議に参加していただく方の紹介をさせていただきます。尾張東部権利擁護支援センター長の住田敦子様です。住田様には第5章の成年後見制度利用促進計画について、アドバイザーとしてご参加いただきます。</p> <p>《あいさつ》</p> <p>続きまして、社会福祉協議会の靱山主査です。</p> <p>《あいさつ》</p> <p>今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症予防の観点から構成員の皆様にご出席いただく形での開催は出来ずに、第2回、第3回の策定会議は書面での開催とさせていただきます。皆様方には書面により、貴重なご意見を頂戴するなどし、事務局にて策定を進めることができました。誠にありがとうございました。本日は約1年ぶりに皆様にお集まりいただいております。本計画がよりよいものとなるようご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。</p>
福祉課長	<p>本日の会議には、構成員13名全員の出席をいただいております。</p>
福祉課長	<p>《会議の公開について説明》</p> <p>《資料確認》</p> <p>配布資料は以上です。不足のある方は挙手を願います。では、次第に従い進めます。</p> <p>本策定会議開催要項の規定によりまして、座長が会務を総理するとしておりますので、以後の議事の進行は座長をお願いしたいと存じます。</p> <p>それでは、松宮先生よろしくお願いいいたします。</p>
松宮座長	<p>改めまして会議を進行させていただきます松宮です。よろしくお願いいいたします。発言にあたっては会議の進行上や会議録の作成上、恐れ入りますが挙手の後、指名を受けてからお願いしたいと思います。</p> <p>進め方としまして、計画の素案について事務局から一括で説明していただいた後に、順番にご意見等を伺って</p>

	いきたいと思います。
2 議題	
松宮座長	議題に入ります。「尾張旭市第4期地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画(素案)」について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	《資料に基づき説明》
松宮座長	ありがとうございました。前回からの修正意見を受けて、修正、新たに追加した部分を中心にご説明いただいたと思います。既に書面では頂いていたと思いますが、その回答を基に修正されているところがあると思います。それでは、ご質問、ご意見はございますか。
森委員	<p>20Pの自殺に関する状況ですが、自殺死亡率とあるが、何に対する死亡率かがよく分からないので、死亡率のあとに(10万人あたり)といれた方が分かりやすいと思います。</p> <p>42Pについて、地域福祉の進め方を1から6まで文章で記載していますが、第3期計画の35Pではイラストの形で項目毎のつながりがわかるかと思います。6つ目の「分野横断的に取り組む」が追加となったので真ん中にまるをうって、現計画のようなイラストにすると分かりやすいのではと思います。</p> <p>59Pのストーリーでケース6ですが、会社員BさんとあるがFさんだと思います。出てくる人物ですが、45Pを見ていただくとAさんの子供がGさんで中学生となっていますが、ケース6でいくと小学校PTAで「おやじの会」が発足となっていますが、子供が中学生なのにその人に小学校から声がかかるのか疑問です。現実に沿った書き方で、登場人物に小学生を追加するとつながると思います。</p> <p>82Pの3つ目の○の3行目の「手助けできること」とあるが、右下のグラフを指していると思います。書き方を「手助けや協力できること」といれるとグラフとの結びつきがはっきりすると思う。左下のグラフは1行目で「手助けや協力をしてほしいこと」とタイトルとあっており分かりやすいです。</p>
松宮座長	今の4点について、20Pの自殺死亡率は付け加えてい

	ただきたいと思います。42P についてはどうしていきま すか。
事務局	レイアウトを調整しながらイラストの形にできるか検 討してみます。
松宮座長	見やすい体系図だと分かりやすいので可能であればお 願いします。 59P のケース 6 はおっしゃる通りで、B さんではなく F さんになるとともに、小学校の PTA 参加というストーリ ーですが、趣旨としては良いと思うので実態に即す形が いいかと思います。
事務局	全体的に再度確認していきます。
森委員	18P 下のグラフで、資料：子どもで、虐待通告受理人数 とありますが、※では、延べ件数といているので虐待 通告受理人数ではなく件数ではないでしょうか。
事務局	延べ件数が正しいので、修正をしていきます。
森委員	83P で社協の取り組みですが、○と●の下 2 つについ て、生活支援コーディネーターあさひ生活応援サービス の順番をどちらかにあわせるといいのではないでしょ うか。
松宮座長	○の順にあわせるといいと思います。
森委員	84P、市民の取り組みの 1 つ目の●ですが、現計画では 隣近所となっているのが近所となっています。一緒とい えば一緒ですが変えた理由はありますか。
事務局	計画全体での言い回しに合わせる形で修正をしまし た。
森委員	92P の行政の具体的な取り組み 2 つ目の●で、広報誌 におけるユニバーサルフォントの使用置となっている が、置の文言は必要でしょうか。
事務局	不要ですので修正します。
丹羽委員	92P の行政の具体的な取り組みで、市ホームページの アクセシビリティの向上を図るとありますが、アクセシ ビリティの意味が分かりませんでした。 75P の行政の取り組みで入居を拒まない住宅（セーフ ティネット住宅）とありますが、どういう住宅を指すの か、どういう人の状況を拒まないのかが分からなかった

	です。
松宮座長	<p>92Pではアクセシビリティの文言が3カ所ありますが、分かりにくいかなとは思いますが。アクセスのしやすさやアクセスの向上くらいでもいいのではないのでしょうか。アクセシビリティとなってしまうと分かりにくくなってしまいます。アクセシビリティという単語で出すより、より具体的に分かりやすい、利便性とかアクセスの可能性を高めるとか向上させるといった方がいいと思います。</p> <p>セーフティネット住宅は住宅セーフティネット法で何らかの説明があるのではないのでしょうか。</p>
事務局	固有名詞で分かりにくそうになっている箇所は用語解説など入れていこうと思います。
松宮座長	法律の文言で規定されていると思いますので、それが一番分かりやすいと思います。
森委員	98Pのケース16でスクールガードの記載がありますが、Gさんは中学生で、中学生の通学路にはスクールガードは立っていないと思われそうです。実際の市民の声では小学生の子どもとあり、ここはあっています。先ほど申し上げたように、小学生の登場人物を増やすと分かりやすいのかなと思います。
松宮座長	先ほどとの関連でこの2カ所は小学生の子供がいないといけない設定になっていると思います。
事務局 ＜住田氏＞	43Pの施策体系について。権利擁護については、第5章の成年後見制度利用計画で記載するため、地域福祉計画からは除いたということでしたが、34Pでは現計画の振り返り評価で、判断能力が十分でない人への支援のA判定が89.5%で、他の施策より低い値となっています。また16Pの高齢者世帯は増加している。全国的にも同じ動向が見られますが、そうした時に地域の中で消費者被害や介護保険、障がい福祉サービスを使う時にお金の管理や契約行為を行う時に高齢者の方だけでは難しくなる状況があります。その時に社会福祉協議会の日常生活自立支援事業や成年後見制度などお金に関する管理をしっかりとしたフォーマルサービスを使ったり、民生委員さんたちがニーズを拾ったりして権利擁護に繋げていく視点

が重要だと思われます。第5章に成年後見制度を別章で掲載しているかと思いますが、43Pの誰もが安心して暮らせる地域づくりの中に権利擁護の項目をいれた方がいいのではないのでしょうか。権利擁護と地域福祉は切り離すことができないものになってきているので、地域福祉計画の全体の施策の中に入れていくとより良いかと感じました。

先ほど、丹羽委員の意見にもあったようにカタカナ表記はとても分かりにくいものがあり、アウトリーチの文言もありましたが一般の方には分かりにくいと思います。そういった知見のある方ならいいかと思いますが、福祉の専門用語などについて一般の方になるべく分かりやすい表記をしていくことがいいかと思いました。

第5章ですが、120Pの基本目標2で地域連携ネットワークの重層的な形成とありますが、成年後見制度利用促進計画は5市1町で共通の計画を作成し、そこから尾張旭市分を落とし込んでいます。地域連携ネットワークの重層的な形成のなかには法律職や裁判所も関わってきます。判断能力が不十分となった時にお金の管理や法律行為を行っていく。例えば、利用サービス契約を代わりに行うような代理ということについては、やはり法律家が入ったり、成年後見制度を利用する時には家庭裁判所も関わってきます。実際、後見人がついた後もそれでおしまいではなく、チームの中で後見人だけが単独で動き不正があるとか本人の意向を聞かずに決めていくということがあったら、周りの皆さんがそのことを声に挙げていかないといけないということがありますので、ここにはやはり司法が含まれます。法律家や家庭裁判所といった司法を含む地域連携ネットワークの重層的な形成と修正いただければと思います。また、説明文中にセンターと幹事市町が事務局を担うとありますが、幹事市町というと分からなくなるので6市町が持ち回りで担っていく旨の説明が必要かと思います。

122Pに首長申し立てとあり、()内に記載された部署が所管部局となると思いますので、首長申し立ては、本人や親族が申し立て出来ない時に代わりに福祉課が市長

	<p>の名前で申し立ていただくものです。() 内にセンターと記載がありますが、センターは申し立てのお手伝いはさせていただきますが、実際、申し立ていただくのは行政なので福祉課への修正が必要かと思います。</p> <p>次に同ページ中、本人を支えるチームでの対応とあって、所管がセンターとありますが、センターは日進市に構えていますが、地域のことは地域でのチーム支援が必要になるのでセンターは後方的なバックアップはさせていただきますが、ここも行政・社協への修正がいいのではないかと思います。</p>
松宮座長	<p>ご指摘いただいた中で部署のところは修正いただければと思います。言葉の問題ではアウトリーチは 70P と 126P にありますが、用語解説をして補足していくといいかと思います。用語の解説に追加するにしても本文中に出てくる部分では簡単な解説があるといいかと思います。</p> <p>権利擁護に関して、4 章で記載すると 5 章と重複するのではないかということと、4 章以外にも全体に関わるので 5 章で独立して全体に関わっているイメージの方がいいかと思分離したかと思いますが、特に 4 章のところに権利擁護の記載が必要ではないかということですよ。</p>
事務局 <住田氏>	<p>そうですね。5 章には大きく記載されていますが、計画 43P の体系図を見たときに権利擁護の言葉が出てこないで、体系図のどこかにあった方がいいのではないかと思います。</p>
松宮座長	<p>目次では権利擁護は記載されますが、計画の体系図では権利擁護の部分が抜けているというのがありますね。</p> <p>基本目標 4 の誰もが安心して暮らせる地域づくりのところに入れることになりませんか。</p>
森委員	<p>122P に首長申し立ての記載が、117P に首長申し立ての実施状況とありますが、一般の方が首長申し立てと聞いて何なのかと感ずると思います。こちらも解説を追加するといいと思います。</p>
松宮座長	<p>こちらは追加でお願いしたいと思います。</p> <p>先ほどの権利擁護はいかがでしょうか。</p>

事務局	今回の資料では5章で記載しており、4章に記載すると重複となるため除かせていただきました。体系で見ると不足しているという意見ですが、皆様のご意見を頂戴したいと思います。
松宮座長	8Pでは計画の中に自殺対策計画と成年後見制度利用促進計画を一体化としている文言が出ています。成年後見制度は5章で独立していますが、施策の体系で見ると消えてしまう状況となってしまいます。体系図の基本目標4に追加するといいいのではということですが。
井上（浩）委員	現計画ではのっていたが、5章に追加のため削除という話であったが、他にも繰り返し出てくる文言もあるので、重複して問題があるといけないが、特になければ丁寧にもなると思うのでどうでしょうか。
事務局	仰る通りだと思いますので、基本目標4に追加する形で検討していきたいと思います。
松宮座長	軽んじた訳ではなく、章立てにし、重要な位置づけをしようと思ったわけですが、結果として施策の体系図から漏れてしまった印象があるので重複しても基本目標4にいった方が分かりやすく、重要性もはっきりするので、追加で検討いただければと思います。
河口委員	43Pの施策体系で、誰も自殺に追い込まれない地域づくりの推進が追加となっています。これはとても良いことだと思います。106Pにも記載がありますが、コロナ禍でうつだとか精神的に追い込まれている人がいて、芸能人も色々な影響を及ぼしていると思います。自殺の対策の理解として、仕事としてですが他市町のゲートキーパー講座を受講しました。誰でも受講可能で、愛知医大の精神科医の方が講師で専門的な視点から話していただき、とても分かりやすいものでした。こういったことも行政の取組に加え市民への啓発で、やれるといいのかなと思いました。既にやっているかもしれませんが。
松宮座長	チャレンジ事業では精神保健福祉士によるこころの健康相談ですが、幅広く市民が自殺対策に寄与できるスキルを高められる、広く啓発ができる取組があるかということですね。
事務局	自殺対策の取組ではこころの健康相談が面接や電話で

	<p>相談が受けられるものとなっています。他にも駅で自殺予防の呼びかけ・啓発品の配布をして啓発活動を行っています。市民を対象として講座はやっていないので今後の参考とさせていただきたいと思います。</p>
後藤委員	<p>現計画との比較はしませんが、大きな流れとして感じるのは健康都市であることが強く出ていると思います。具体的な取組の中で市民を巻き込んだ健康づくり、地域とともにやると項目としてあがっています。私たちも高齢者を中心に活動していますが、その中で家から出たりと尾張旭市が目標としていることができています。子ども・高齢者・障がい者にとっても地域を含めるということは何らかで自殺の危険性がある状況をつかむことができると思います。その中で尾張旭の良いところは各地域に老人いこいの家や集会所など施設があるということは市民にとって良いです。歩いていけるし、市バスも充実してきている。みんなが出来る状況になっており、大きな流れとしてとても良いと思います。私も健康づくり・地域づくりとやっていきたいと思います。</p>
大島委員	<p>今年のように会議が出来ないような状況のときに、顔を見ながら出来るようなシステムの構築を考えていかないとと思います。特にコロナが収束した後の状況でこういった会議が出来る状況ばかりではないと思うので、全ての項目でこういった対応を考えていくべきだと思います。</p>
松宮座長	<p>コロナ禍でどのような対応ができるのか。後藤委員が仰られたせっかく様々な活動に参加できているのにできなくなる状況が今年度は出来てしまったわけです。今やれている窓を開け、加湿するなどの対応からオンラインなど、いくつかの対策ができるような方法を検討できればと思います。</p> <p>後藤委員が仰られた、健康都市が出てくることで尾張旭の地域福祉計画となるのだなと気付かされました。ありがとうございました。</p>
森委員	<p>49P。他にも何か所があるが、あさびーの吹き出しの箇所。問いかけに対し、現計画では具体的な取組は次のページからとありますが、今回も追加した方が次のページ</p>

	につながりやすいかなと思いました。
事務局	追加させていただきます。
2 今後のスケジュールについて	
事務局	《資料に基づき説明》
3 その他	次回の開催予定は令和3年2月頃を予定しています。通知等は送付させていただきます。出席いただきました構成員の皆様には届出していただいた口座へ本日の謝礼を振り込ませていただきますので、あわせてご承知おきください。
松宮座長	ありがとうございました。議題をすべて終了いたしました。ご協力感謝いたします。